

(公 印 省 略)
答 申 第 213 号
令 和 8 年 5 月 21 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和7年8月21日付け諮問第61号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の病院における特定の事案についての文書

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和7年4月10日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

本件請求には、概ね次のように記載されていた（原文のままとしている記載がある。）。

令和6年度に兵庫県●市の精神科「●病院」で発生・発覚した職員による患者への暴力行為に関してその概要、病院や県の担当部署の対応がわかる公文書すべて

2 実施機関の決定

令和7年4月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすることで、条例第6条第1号所定の情報を明らかにすることになるため、条例第9条の規定に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで非公開とする決定を行った（以下「本件処分」という。）。

3 審査請求

令和7年4月24日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和7年8月21日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、該当する病院名の開示を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される（概ね原文のまま記載している。）。

(1) 審査請求書

請求人は審査対象となっている請求に関し、全情報が開示されるとは考えていない。処分内容の根拠とする条例第6条1号条文と照らし合わせても、病院名を特定した上での情報公開をしたところで、開示された文書との紐付け等により個人が特定される可能性は極めて低く、個人の権利利益を害する恐れがあるとは言えない。また、情報公開によって公共安全と秩序の維持に支障を来すこと及び当該病院の事務、事業に支障を来すとは考えられない。むしろ、虐待に当たるとする事例が起きた病院に関する情報公開は公益に資する内容とさえ言える。以前、担当者が請求した同様の事案について、同様に当該病院名などを特定した上で開示した結果、所管課の福祉部障害福祉課は一部非開示の上で公開決定をした。これは二重基準と言わざるを得ず、請求人は本件処分を到底受容することはできないと考える。

(2) 意見書（令和7年10月24日付け）

ア 非公開情報に設定した理由等の不合理性

非公開と決定した理由について「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある」とあるが、県のこの主張は失当である。事案の概要と同時に、事案の該当者の一個人が不特定多数の一般市民に特定・周知されることで社会生活上、何らかの不利益を被るなどの状況が生じる場合は権利利益の侵害と言えるが、個人が特定されない方法での開示決定も可能であり、その検討なくして「個人の権利利益を害するおそれがある」と主張することは一方的と言える。以下に例示し主張する。前提として、●病院の病床数は、病院のホームページによれば●床であり、これに近い多数の患者が存在する。

したがって、虐待の存否を公開したとして直ちに個人の特定につながるものではない。まず、入院している人物を仮に甲、甲の氏名を乙、甲の容貌を丙、甲の住所を丁、甲の性別や年齢といった特定個人の属性情報を戊とする。以下に場合分けをして説明する。

乙：乙のみで分かる可能性もある

丙：丙のみでは甲と特定できないが、甲を知る人物が乙情報と合わせて情報に接すれば特定される可能性はある

丁：極めて個別性の高い情報であり、公開されれば高い確率で個人が特定、

識別される

戊：戊単体では個人の特定はまず難しい。たとえば「40代男性」程度であれば、該当する人物は世間に相当数いる。開示されたと仮定して「●病院に入院する40代男性」という情報が得られるが、この情報以外に乙、丙、丁各情報が同時に1つ以上合わせて開示されないと特定は難しい。

つまり乙、丙、丁各情報を1つでも開示すれば、個人特定の可能性が高いとはいえるが、これらの情報の開示がないと甲個人と特定することは極めて難しい。また、請求人は最初から乙、丙、丁各情報の開示を望んでいない上、開示されるとも想定していない。あくまで本質は当初に請求した事案の概要の開示を望んでいるものであり、乙、丙、丁を除いた情報での開示であれば可能という妥協点を得られれば、開示に応じた。当初から、請求人に対し、検討や打診もなく非開示とした決定は拙速であるといえる。「慎重な判断」と県は主張するが、請求からわずか10日程度での決定は、期限内での判断・決定であるとはいえ「性急」と言わざるを得ない。

請求人に関する個別具体的な事情についても付記する。請求人はまず、●病院に現時点で入院している特定の個人や、医師、看護師などの職員を1人として知らない。この時点で前記乙、丙、丁除いた情報を提示されてもまず、請求人が個人を特定できない。仮に請求人が開示情報に基づく報道をしても、よほどその個人を知っている人物でない限り、個人を特定することはできず、個人が特定される蓋然性は極めて低いと言える。また、情報開示によって、社会生活の中で報道等を通して当該個人が情報を目にする可能性があり、その際受ける被害があるという反論も考えられる。ただ、情報の開示により社会全体で享受される利益に関する言及が弁明書内に一切ない。個人の権利利益に関する検討は尽くさなければいけないが、日本国憲法でも定められている公共の福祉との調整・均衡に関する議論がなされていないため、極めて恣意的な判断である。さらに、本請求では、「●病院で発生・発覚した職員による患者への暴力行為に関してその概要」「病院や県の担当部署の対応がわかる公文書全て」とし、対象を虐待事案と、病院、県の対応にわけている。虐待の発生については、前記の通り、病床数等からすればそれ自体の公開で個人の特定につながることは考え難い。また、病院や県の対応については、もっぱら、個人の特定に繋がる情報は存在しないと考えられる。虐待事案の概要についても、前記の通り、部分的には個人の特定に繋がらない方法で公開することは可能である。これに対する実施機関の弁明は、「一般的に考えても、事案ごとの個別性が非常に高い性格を持つ情報であることは明らかである」「非常に個別性が高い情報と考えている」などとするのみで、その具

体的論証は一切ない。このような実施機関の弁明は、条例前文がうたう情報公開制度の重要性を前提とし、原則として公開可能な範囲で公開すべきとする兵庫県情報公開条例に反するものである。

イ 本件決定における二重基準・恣意性について

「本件処分は健康福祉事務所長の専決により決定されている」「虐待等については、個々の事案ごとにその内容は大きく異なるものである。(中略)事案ごとにその公開決定等の内容が変わることはむしろ当然のことであり、これをもって二重基準であるとの指摘には当たらない」との県の主張は失当である。請求人は当初の不服申し立ての際、当該決定を「二重基準」と指摘したが、この指摘にさらに「恣意的な判断」と付記する。開示決定が「専決により決定されている」こと自体を「恣意的な判断」と指摘するわけではないことを予め釈明する。以前、兵庫県福祉部障害福祉課が管轄する精神科病院で発生した本件請求と同種事案について、病院名、時期、行為などを記載して開示請求した際、一部開示が認められた。本件請求はその当時の請求対象と性質が近い事案について、ほぼ同様の記載で開示請求をしている。一方は一部開示が認められ、一方は非公開決定とする差違は何であるか、根拠を示した上での具体的な説明がなされていない。決定権者が違うとはいえ、「事案ごとにその公開決定等の内容が変わることはむしろ当然」という論理が通用するのであれば、兵庫県による障害者福祉行政に対する理解や実務上の能力・決定に関し、地域や担当職員によって偏向し、さらには県民が享受できる利益に地域格差が生じているおそれさえ考えられる。また、どのような意思決定がされたのか、決定権者に具体的な説明を求める。この過程を具体的に釈明できないのであれば、当該決定を下した健康福祉事務所長を情報公開・個人情報保護審議会に召喚し、請求人が納得できる説明を求めたい。公開されることで、今後の病院の環境改善や、精神医療界全体の風土改善に寄与することも十分に考えられる情報を一方的に非公開情報に設定するのであれば、権力を有する行政組織による恣意的な情報の占有、専横であり、健全な情報開示やそれに基づく民主主義的な社会運営自体を否定する決定と言える。弁明書ではさらに、「個別性が非常に高い」ことを非公開決定の理由の1つとして挙げているが、全ての事象は個別具体性を有している。そもそも「職員による患者への暴力行為」の発生自体が厳に糾弾され、追及を受け、再発防止について真摯に検討すべき事象であり、個別性が非常に高いとしても、精神科入院患者やその家族、知人などの関係者はもとより、一般社会で共有・周知されるべき有益な情報である。これを非公開にすること自体、県民への奉仕を放棄しているに等しい行為とさえ言える。程度について、

明確な基準を示さないまま「個別性が非常に高い」と主張するだけでは説得力は皆無に等しく、恣意的とさえ言える。

ウ 当局の対応に関する問題点

請求人からの問い合わせがなければ、そのまま不服申し立てが放置されていたと推察する。請求人側は条例や期日等を遵守し、不服申し立てをしているにもかかわらず、請求人の不服申し立てに関する当局側の姿勢は消極的かつ不誠実、不公平である。請求人はその職業故、本件の当初請求から、意見申し立てに至るまでを業務活動の一環と表現することができ、一定程度の受忍を強いられるのはやむを得ないが、今後も情報開示を希望する兵庫県民に対し、請求人に対する姿勢と同様の姿勢を強いるのであれば、公文書管理・開示の理念に著しく反する上、県民の信頼失墜は必至である。今一度再考を求めたい。

(3) 意見書（令和8年3月6日付け）

ア 公文書の開示により、社会的評価を下げることは免れないという考えもあることは理解できる。他方で、事実を開示しない場合も一定の低下は免れられない。事実があるにもかかわらず、それを非開示にするのであれ、何らかの経緯で将来的に非開示とされた事実が明るみに出た場合に組織が受ける社会的評価の低下の方が甚大だと考えられる。それは世間から隠べいや先送りを疑われるからである。企業や組織は健全な情報開示を実行することで、社会的評価を得られると考える。仮に何らかの不祥事が起きていたとしても、速やかに情報開示し、反省や再発防止のための施策を公表すれば、社会的評価はある程度まで下がらざるを得ないだろうが、最小限度に食い止めることができる。情報を開示しないから、疑惑が生まれ、あるとき何らかの経緯で明るみに出た際に非難を浴び、自ら社会的地位を下げているのであって、危機管理リスクの取り方を根本から間違えていると言わざるを得ない。

イ 仮にそのような（引用注：行政が行う臨時実地指導を拒否したり、協力したとしても非協力的な態度に終始する）医療機関が生じてくるとしても、それは当該医療機関の自浄作用がないだけであり、行政上のより強力な措置で指導や処分に臨めば済むと考えられ、情報開示に影響はないと考える。医療機関はいわゆる「聖域」とでも称される、何らかの重大な事態でも起こりえない限り、軽微な不正や事故に至るような事例が表に出ずにまかり通る場合が多い。それは重大事態が起きた場合でさえ表に出る可能性は高いとは言えない。先述したように、それらの機関に自浄作用は望めるとは思えない。身体、生命、財産に危害が及びうる、またはその前段階の状況であるわけだから、その機関名を開示することこそが公共の福祉にかなうと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分
の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公
開することになるため、当該公文書の存否を明らかにしない。仮にあるとしても、
条例第6条第1号により非公開情報に該当する。

2 審査請求人の主張に対する反論（概ね原文のまま記載している。）

(1) 本件にかかる法令等の規定について

ア 条例第6条には、「実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に
係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」とい
う。）が記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しな
ければならない。」とあり、同条第1号に「個人に関する情報（事業を営む
個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別するこ
とができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特
定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権
利利益を害するおそれがあるもの」と規定されている。また、第9条には、
「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答
えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文
書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と
規定されている。

イ 情報公開請求にかかる公開等決定については、知事の権限に属する事務で
本庁において処理するものについての決裁の区分等を定めた「決裁規程」（昭
和42年7月12日訓令甲第17号）において、第9条に定める課長等専決事項と
して同条第2項第20号イに「情報公開条例の規定に基づき、次に掲げる事務
を行うこと」として「公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をす
ること」と規定されている。また、地方機関の事務の処理に関して必要な事項を
定めた「地方機関処務規程」（昭和43年5月1日訓令甲第8号）において、
第5条に定める所長等（県民局長を含む）専決事項として同条第11号に「情
報公開条例の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと」として「イ公文書
を公開する旨又は公開しない旨の決定をすること」と規定されている。さ
らに、県民局処務細則第4条において、県民局長の権限に属するものに係る
専決に関する規定があり、別表第2に事務所長（健康福祉事務所長を含む）

の専決事項として「12規程第5条第11号に規定する情報公開条例に基づく事務を行うこと」と規定されている。

(2) 条例第9条の該当性

審査請求人は「病院名を特定した上での情報公開をしたところで、開示された文書との紐づけ等により個人が特定される可能性は極めて低い」と主張する。

しかし、審査請求人が求める文書は、「職員による患者への暴力行為に関してその概要」であり、一般的に考えても、事案ごとの個別性が非常に高い性格を持つ情報であることは明らかである。

条例第6条第1号は「特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」を非公開情報と定めている。本件請求内容は、上述のとおり、非常に個別性が高い情報であると考えているが、審査請求人はさらに病院を特定した上で、これらの情報の開示を求めているものであることを考慮すると、条例第6条第1号に規定する非公開情報を非開示として一部公開したとしても、個人が特定される可能性は非常に高いと考えられる。こうした考えに基づき条例第9条に該当するとした判断は妥当である。

(3) 処分の二重基準審査

請求人は、別の病院における事案に関して、兵庫県知事（所管：福祉部障害福祉課）が行った公開決定との違いから二重基準であると指摘する。しかし、上記(1)イのとおり、条例の規定に基づく公開等の決定については、決裁規程等の規定により、本庁であれば各課の課長専決事項、地方機関であれば所属長等の専決事項として定められており、本件処分は、健康福祉事務所長の専決により決定されている。また、上記(2)で述べたとおり、虐待等については、個々の事案ごとにその内容は大きく異なるものである。それぞれの審査請求につき、対象となる事案について個別に慎重な検討を行い、各専決者の判断において公開決定等を行う以上、事案ごとにその公開決定等の内容が変わることはむしろ当然のことであり、これをもって二重基準であるとの指摘は当たらない。

(4) その他審査請求人は、本公文書公開請求に対して公開を行うことは「公共の安全と秩序の維持に支障を来すこと及び当該病院の事務、事業に支障を来すとは考えられない。むしろ、虐待に当たるとする事例が起きた病院に関する情報公開は公益に資する内容とさえいえる。」と主張するが、実施機関は本件処分を行うにあたり、条例第6条第2号に規定する法人等に関する情報及び同3号に規定する公共の安全等に関する情報であることを理由とはしていない。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるように定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

本件請求は、「●病院で発生・発覚した職員による患者への暴力行為に関してその概要、病院や県の担当部署の対応がわかる公文書すべて」というものである。

病院を特定した本件請求に係る公文書の存否を明らかにすると、特定の病院における患者への暴力行為事案の存否あるいは実施機関における当該事案の覚知又は調査等を行っているか否か（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。よって、本件存否情報を明らかにすることの条例第6条各号の該当性につき検討する。

実施機関は、本件存否情報につき、その存否を明らかにするだけで、条例第6条第1号所定の情報を明らかにすることとなるとして、条例第9条に基づき、非公開とする本件処分を行った。

審査請求人は、病院名を公にしても、個人が特定される可能性は極めて低い、等と主張して争っている。

2 審議会において検討したところ、次のとおりである。

(1) 実施機関における精神保健福祉法に係る事務について

実施機関は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第38条の6及び第40条の5の規定に基づき、実施機関の職権又は精神保健福祉法第40条の3による障害者虐待に係る通報若しくは届出を端緒として、立入調査及び実地指導（以下「実地指導」という。）を行うものとされている。

従って、実施機関が「特定の病院で発生・発覚した職員による患者への暴力行為」を通報又は届出により認識し、必要な実地調査等を行うことが想定される。そして、当該認識あるいは実地調査等がなされれば、次のような文書が作成されることが想定され、各文書の存否は、実施機関の覚知又は調査等の状況を示すこととなる。

ア 精神保健福祉法第38条の6及び第40条の5の規定に基づき行った立入調査及び実地指導（以下「実地指導」という。）の端緒となった虐待通報受付、事実確認及び対応方針決定に係る帳票

イ 通報に係る病院（設置者）に対する実地指導の実施、実地指導を踏まえた結果通知、及び病院（設置者）から提出された改善報告書受理に係る決裁書類

(2) 本件に係る検討

ア 実地指導について

実地指導は、精神保健福祉法第38条の6及び第40条の5の規定に基づき行われるものである。

「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（令和3年1月13日付障害保健福祉部長等通知。以下「令和3年通知」という。）3(1)では、実地指導の実施時期について、「原則として1施設につき年1回行うこととするが、法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院については、数度にわたる実地指導を行うこと」とされる。

イ 情報公開条例に係る非公開情報に係る検討

本件存否情報は、「特定の病院で発生・発覚した職員による患者への暴力行為の存否」あるいは「実施機関における当該事案の覚知又は調査等を行っているか否か」である。実施機関は条例第6条第1号のみを主張しているが、上記1のとおり、条例第9条の趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにあるから、実施機関の主張のみについて判断し非公開決定を変更することは適当ではない場合がある。そこで、審議会は、この存否を明らかにすると、患者等を特定する個人情報（条例第6条第1号）に該当する情報を明らかにすることになるかのほか、審査請求人に追加的な意見主張を求めたうえで、特定の病院の社会的評価あるいは経営に係わる「正当な利益を害するおそれ」のある情報（条例第6条第2号）及び実施機関が精神保健福祉法に基づき行う患者の処遇の改善等の事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のある情報（条例第6条第6号）に該当する情報を明らかにすることになるかを検討することとした。

ウ 精神保健福祉法等における公表に関する規定について

- (ア) 精神保健福祉法第38条の7第3項及び第40条の6第2項は、患者の処遇の改善のために必要な措置を執ること等の命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる旨を定める。

令和3年通知3(3)では、実地指導後、入院中の者の処遇等の状況についての度合いに応じ、要旨、下記a及びbのとおり定められ、「著しく適当でないと認められる場合」であって、精神科病院の管理者が命令に従わない場合に、当該精神科病院の名称等を公表することが定められている。

a 著しく適当でないと認められる場合

改善計画書の提出を求め、必要に応じ提出された改善計画書の変更を命じ、又は、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じ、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

命令に従わない時は、適宜、①精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命じ又は②当該精神科病院の名称及び住所並びに改善命令等を行った年月日及びその内容等を公表する。

b 適当でないと認められる場合

措置を講ずべき事項及び期限を示して、その改善結果報告を書面により求めるとともに、その結果を検証するものとする。

- (イ) 精神保健福祉法第40条の7は、都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとしている。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第22条の2の2は、精神保健福祉法第40条の7の厚生労働省令で定める事項は、虐待を行った業務従事者の職種とすると定める。

そして、「精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について」（障精発0307第1号令和6年3月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長。以下「令和6年通知」という。）は、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置及び虐待を行った業務従事者の職種につき、各般の通報、届出及び認定件数等の数値や業務従事者の職種を公表事項として定めるが、公表事項につき病院の名称は含まれていない。

- (ウ) 以上からすると、実施機関が事案の性質、社会的な影響及び被害者の特定の可能性などを総合的に考慮し、上記の明示の定めのある場合に限らず、

公表をする場合はあり得るものと思われるものの、精神保健福祉法及び関連法令において、明示的に定められている実地指導に係る事案の公表は、入院中の者の処遇等の状況が「著しく適当でないと認められる場合」で、かつ、「精神科病院の管理者が命令に従わない」場合を想定しており、命令に従わない精神科病院管理者に対する制裁的性質を持つものと考えられる。

エ 具体的検討

(ア) 条例第6条第1号該当性本件存否情報は「特定の病院で発生・発覚した職員による患者への暴力行為の存否」あるいは「実施機関における当該事案の覚知又は調査をしているか否か」であって、特定の個人を名指しするものではない。

そして、直接あるいは容易に当該患者を特定できる情報（氏名、生年月日、住所等）は本件存否情報に含まれておらず、仮に、本件存否情報を明らかにしたとしても、一般人が入手可能な情報と照合し、患者等を特定できる可能性は相当程度低いと考えられる。

実施機関は、本件請求内容は非常に個別性が高い情報であり、条例第6条第1号に規定する非公開情報を非開示として一部公開したとしても、個人が特定される可能性は非常に高いと主張するが、具体性に欠けており、第6条第1号を理由として、当該公文書の存否を明らかにしないで非公開とする決定をすることはできないと考えられる。

(イ) 条例第6条第6号該当性

条例第6条第6号は、「県の機関…が行う事務…に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務…の性質上、当該事務…の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

精神保健福祉法は、精神科病院における処遇等（第5章第5節）及び虐待の防止（同法第5章第6節）のため、実施機関に所定の報告徴収等及び改善命令等の事務を行うことを定めている。

ここで、実施機関が行う実地指導において、虐待等の事実が確認できたか否か、また、その事実を前提として、入院中の者の処遇等の状況の不適切さの程度（上記ウ(ア) a 「著しく適当でないと認められる場合」、b 「適当でないと認められる場合」）には様々なものがあり得ると考えられる。

これら、虐待等の事実確認が可能であった程度（特に疑いに留まる場合）、入院中の者の処遇等の不適切さの程度には、相当の幅があり得るところ、これらを捨象して一律に病院名等を公にすることになると、実地指導を拒んだり、あるいは、実地指導に応じて、非協力的な態度に終始するなどして、実地指導における真相解明や患者の処遇改善等を困難にするおそれ

があるものと認められる。

実施機関は、精神保健福祉法所定の報告徴収及び改善命令等の事務を行うに当たり、行政指導にとどめ事案の公表をしない案件があり、この場合において、指導後の手続においてなされる命令に従わないときに公表を行うことを前提としている。本件存否情報を仮に明らかにすると、このような前提に立つ事務の遂行に支障を来たすものと考えられる。

そうすると、本件存否情報について、実施機関が条例第9条の規定に基づき、本件請求を拒否したことは、結論において、条例第6条第6号所定の非公開情報を非公開としたものであり、妥当と考えられる。

(ウ) 条例第6条第2号該当性

条例第6条第2号第1文は、「法人…に関する情報…であつて、公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とし、第2文は「ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に重大な影響を及ぼす違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く」として、非公開情報から除かれる情報を定めている。

ここで、上記(イ)記載のとおり、虐待等の事実確認が可能であった程度、入院中の者の処遇等の不適切さの程度には相当の幅があり得るところ、精神保健福祉法に基づく調査ないし命令等の手続での実施機関における病院名等の公表の状況に鑑みると、事実確認が可能であった程度や入院患者の処遇等の不適切さの度合いに応じて、行政指導に留まる事案もあることを考慮すれば、未だ、本件存否情報を明らかにすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは否定できない。

(エ) 以上より、実施機関が、本件存否情報を明らかにせず、本件請求を拒否したことは、条例第6条第2号及び第6号に該当する情報を、第9条により非公開としたものとして妥当と認められる。

なお、条例の趣旨にかんがみると、条例第9条による非公開は例外的に認められるものであるため、実施機関においては、その理由についてより慎重な検討に努めていただきたい。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年8月21日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年10月31日 第1部会（第117回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和8年1月6日 第1部会（第119回）	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
令和8年2月20日 第1部会（第120回）	・ 審議
令和8年3月17日 第1部会（第121回）	・ 審議
令和8年4月21日 第1部会（第122回）	・ 審議
令和8年5月21日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 浅野 博 宣

委員 申 吉 浩

委員 鳥 井 真 次

委員 西 上 治